

食品廃棄物の循環型リサイクル

地元のみなさんと一緒に環作りに取り組んでいます



ユニーの食品リサイクルは、「地域循環型」の方向で取り組んできました。これは、廃棄物に関する法律「廃棄物処理法」が、ユニーから排出する食品残渣(生ゴミ)を一般廃棄物としているため移動させるには制約があり、同時に地元との協力で「地産地消」(地元で取れたものを地元で消費する)を推進していくためです。また2001年からは、愛知経済連とも協力して行い、2004年春には収穫した作物を店舗で実験販売しました。

消費者交流会 (JA海部)

食品残渣(生ゴミ)で作った堆肥で栽培した作物を購入していただいている消費者の皆さんと、栽培農家のみなさんの交流会を実施しました。JA海部のご協力で、アピタ稻沢店のお客様を、循環型農業で栽培している農場でイチゴ狩りをしたり、農家の皆さんと意見の交換などしました。当日はJAの皆さんのが採れたての野菜で郷土料理をふるまってくれました。



店舗に処理機を設置して環作りに取り組んでいます



また一方では、店舗の処理機で乾燥させた食品廃棄物を原料にした堆肥で栽培した大根を使い、鮮魚売場で販売する刺身のツマを作っています。

食品リサイクル法の概要と課題 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品廃棄物のうち肥料飼料などに有効利用されるものを「食品循環資源」と呼びます。食品リサイクル法では、「循環型社会形成推進基本法」に定める基本原則に基づき食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位を定めています。

- ① 生産、流通、消費の各段階で食品廃棄物そのものの発生を抑える「発生抑制」を行う。
- ② 再資源化できるものは肥料や飼料などへの「再生利用」を行う。
- ③ 廃棄されるものは「脱水・乾燥」などで「減量」して処分しやすいようにする。

【課題】

食品残渣を「一般廃棄物」とするか、「再生資源」とするか、廃掃法が障害になっています。